別紙

令和 年 月 日

水銀使用製品産業廃棄物等の取扱いについて

住 所 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成27年政令第376号)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成29年環境省令第10号)により新たに定義された水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いは下記のとおりです。

記

1 水銀使用製品産業廃棄物について

- (1) 水銀使用製品産業廃棄物の取扱いの有無 ※該当する項目に○をしてください
 - 1 水銀使用製品産業廃棄物を取り扱う。
 - 2 水銀使用製品産業廃棄物は取り扱わない。
- (2) 取扱いのある施設

1	所 在 地 処理能力
2	所 在 地 処理能力

※適宜、追加してください。

2 水銀含有ばいじん等の取扱いの有無

- (1) 現在許可を受けている品目 ※該当する項目に○をしてください
 - 1 ばいじん
 - 2 燃え殻
 - 3 汚泥
 - 4 廃酸
 - 5 廃アルカリ
 - 6 鉱さい
 - 7 1~6の品目の許可は受けていない。
 - ※7に○をした場合は、以下記載をしないでください。

- (2) 水銀含有ばいじん等の取扱いの有無 ※該当する項目に○をしてください
 - 1 水銀含有ばいじん等を取り扱う。
 - 2 水銀含有ばいじん等は取り扱わない。
- (3) 取扱いのある施設

1	所 在 地 処理能力
2	所 在 地 処理能力

※適宜、追加してください。